

平成18年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成18年9月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成18年9月15日 9時31分			議長	坂口久信
	閉会	平成18年9月15日 14時19分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席16名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	見陣泰幸	出	9番	竹下武幸	出
	2番	坂口祐樹	出	10番	田口靖	出
	3番	浜崎敏彦	出	11番	岩島好	出
	4番	坂口久信	出	12番	山口光章	出
	5番	久保繁幸	出	13番	下平力人	出
	6番	吉田俊章	出	14番	木下繁義	出
	7番	恵崎良司	出	15番	田崎誓	出
	8番	末次利男	出	16番	中溝忠喜	出
会議録署名議員	11番	岩島好	12番	山口光章	13番	下平力人
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本太		(書記) 大岡寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	百武豊	農林水産課長	高田由夫		
	助役	木下慶猛	土地改良課長	永渕孝幸		
	収入役	矢壁稔	建設課長	岩島正昭		
	教育長	陣内碩泰	収入役室長	坂本豊		
	総務課長	岡靖則	支所長	新宮義晃		
	企画商工課長	佐藤慎一	農業委員会事務局長	中島末博		
	財政課長	大串君義	教育委員会次長	川瀬勝芳		
	町民福祉課長	新宮善一郎	公民館長	寺田恵子		
	健康増進課長	江口司	太良病院事務長	每原哲也		
	環境水道課長	土井秀文	代表監査委員	土井康彦		
税務課長	桑原達彦					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成18年9月15日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第61号 | 太良町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第62号 | 太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第63号 | 太良町総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第64号 | 太良町火葬場の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第65号 | 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第66号 | 町立太良病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第67号 | 太良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第68号 | 平成17年度町立太良病院事業会計決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第69号 | 平成17年度太良町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第70号 | 平成17年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第71号 | 平成17年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第72号 | 平成17年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第73号 | 平成17年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第74号 | 平成17年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第75号 | 平成17年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第76号 | 平成18年度太良町一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第17 | 議案第77号 | 平成18年度太良町老人保健特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第18 | 議案第78号 | 平成18年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第19 | 議案第79号 | 平成18年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第20 | 議案第80号 | 平成18年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第21 | 議案第81号 | 平成18年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第22 | 議案第82号 | 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）に |

ついて

(追加日程)

日程第23 意見書第1号 難病対策の確立を求める意見書の提出について

日程第24 意見書第2号 新しい地方分権改革の推進を求める意見書の提出について

日程第25 意見書第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について

午前9時31分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1～第2 議案第61号～議案第62号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 議案第61号 太良町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第2. 議案第62号 太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括議題といたします。

質疑の方は議案番号を言ってから質疑を願います。質疑の方ありませんか。

○3番（浜崎敏彦君）

議案番号の第61号なんですが、この条例も第62号も一緒なんですが、指定管理者制度導入に伴う改正だと思うんですが、第17条の見出しを「出資法人等への要請」に改めると。その前は「出資法人」だったと思うんですけども、この「等」というあれが入った根拠が何かあるのであれば説明してもらいたいと思います。

それと、もう1点。指定管理者制度導入が平成17年の12月20日やったですかね、制定されたのが。選定委員会は今までに実施されたことがあるのかどうか。

2点質問いたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今回の条例改正の第17条で「出資法人等への要請」ということは、今までについては町が出資している法人だけということで限定しておりましたけど、今回、指定管理者もこれに加わるということで、指定管理者もその要件に入れるということで、「出資法人等への要請」ということに改めております。

以上です。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

指定管理者選定委員会については、6月8日及び9月1日、2回開催いたしております。6月8日には、先ほど議員おっしゃられたとおり、昨年12月に手続条例を制定して、その後、施設管理者の各担当課長を招集いたしまして、指定管理者のメンバーとその担当課長一括した全施設の担当課長を参集しまして、適用の可否等を決定して、それに管理者選定方法の検討をしております。

以上です。

○15番（田崎 誓君）

議案第62号の第244条の2第3項の規定と、こういうふうに記されてありますが、これを条例があるのをなぜ改正せねばならなかったのか。その辺の内容説明をまずいただきたいと思います。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

個人情報の条例の中には今までこういう条例はありませんでしたので、今回、新たに指定管理者もこういうふうに安全確保の義務づけということで制定をしております。手続条例の中には第244条の指定管理者等にありますが、今回の個人情報の保護条例の中にはありませんでしたので、新たにつけ加えることにしております。

以上です。

○16番（中溝忠喜君）

今回、「等」を加えるというようなことで出資法人ですね。これは施行令規則の中では大体土地開発公社に特定されておるわけですが、土地開発公社も既に廃止をされているというようなことで、「等」となった場合に太良町にはそれに該当する公共団体、あるいは公共的団体、そういったものは具体的にどういうものがあるんですかね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

出資法人等については、町から2分の1以上の出資等をしている団体ということで一応限定をしておりますけれども、今までについては土地開発公社がありましたけれども、今回なくなりましたので、太良町社会福祉協議会は町から2分の1以上の補助金をもらっておりますので、それを今回新たに追加するというようにしております。

○8番（末次利男君）

今回、指定管理者ということで、こういう条例が関連して出ておりますけれども、要するにこの制度というのは、いわゆる官民の競争、これは行政改革の一環だろうと思いますが、このねらいというのはどういうものなのか。それと、これに値する施設はどのようなものが考

えられるか、お尋ねいたします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

今回、指定管理者制度が導入するねらいと申しますか、目的はあくまでもやっぱり住民サービスの向上、それと行政コストの縮減と。この管理者制度の活用によって地域振興とか行革の推進効果が期待されるということしております。

太良町内の公の施設、指定管理者の対象施設と申しますのは、選定委員会でも諮っておりますけれども、38施設。とらえ方によって、いろいろあの施設は該当しないとかなんとかというのはまちまちになっておりますけれども、一応太良町内の選定委員会で検討している施設についていえば、今のところ38施設ということ考えております。

○8番（末次利男君）

具体的に38施設はどういうものなのかですね。それと、一般的に言われるのは、いわゆる民間業者とのコストの比較、サービスの比較、こういったもの、民間の手法を導入するという行革の一応ねらいだろうと思いますが、そういった中で行政の中にもそういうコスト意識とか民間の意識を導入する一つのねらいもあるだろうと思います。

そういった中で、一般的に言われるのは、官はコストが高いんだという前提のもとに民に丸投げするという、全体的にそういうふうになっていると。だから、そういったものをもっとやっぱり今行革の真ただ中でございますので、そういったいろんな手法というのは、管理者制度だけでなく、いわゆるいろんな手法があるんであるだろうと思いますよ。PFIとか、あるいは広域圏に限っては全適用とかいろんな手法を考えながら、やっぱり行政コストと民間コストの格差を縮めるというのが大きなねらいだろうと思いますが、そういった意味ではどういう取り組みをなされているのか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

そしたら、38施設、読み上げます。

太良町保健センター、町立多良児童館、町立大浦児童館、町立伊福児童館、町立油津児童館、太良町老人福祉センター寿会館、太良町総合福祉保健センターしおさい館、火葬場、リサイクルセンター、太良町水道事業、竹崎浄化センター、中山キャンプ場、竹崎城址展望台、町営住宅、漁港、太良町活性化センターゆたたり館、あいあい公園、太良町自然休養村管理センター、太良町林業総合センター、健康の森公園、町立太良病院、太良町歴史民俗資料館、大橋記念図書館、学校給食共同調理場、町立大浦公民館、太良町中央公民館、町営野球場、町営テニスコート、町営屋内プール、町民体育センター、道越環境広場、健康広場、ゲートボール場、弓道場、野外音楽堂、B&G海洋センター体育館、B&G海洋センター第2体育館、B&G海洋センター運動広場、B&G海洋センター艇庫、以上38施設です。

2点目については、確かに外部委託、これについての手法としては今回提案しております

指定管理者制度、それにPFI、それと独立行政法人、これについては行革の中でこういうものを取り入れながらやっていくということであってございまして、今回、皆さんも新聞報道等でも御存じのとおり、太良町はちょっと一歩おくれてございまして、初めて指定管理者制度の活用ということで、今回は設置条例ということで提案をいたしてございます。

PFI、独立行政については随時検討をしていくということで、今年度についてはまず手始めにモデル事業として指定管理者制度を適用して、あと先ほど申し上げました38事業でやれるものから随時やっていくということで方針を出してございます。

以上です。

○7番（恵崎良司君）

これまでに情報公開条例に基づいて請求があったのか、なかったのか。もし、あったとすればどういう内容だったのかお尋ねいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今までに請求等についてはあっておりません。

○7番（恵崎良司君）

今、対象施設が大体38施設ぐらいということで答弁がありましたけれども、これは今回はあくまでも制度を整えておくということでしょうけれども、この中で近々のうちにも恐らく実現、指定管理者をできそうな施設といいますか、その辺は大体どのような見込みがありますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

今回2施設について、一応条例の改正と制定を出してございましてけれども、あと随時選定委員会に開催しながら、各担当からぜひということで、選定委員会の方でも指示しながら、できるだけ早急に来年度はもっとたくさんできるような形でやっていければと考えております。

○7番（恵崎良司君）

この制度そのものは私も否定せんですけれども、これは小泉内閣のもので、一般的には官から民へということで大合唱のもとで出てきた制度と思うわけですがけれども、実際、大都市と比べて地方ではなかなか官から民へというても、民はなかわけですよね。そりゃ、全国的に対象を広げれば、来るか来んかわからんですけれども、しかし、ほとんどが利益の出ない施設という点で、先ほどちょっと答弁がありましたけれど、県内ではおけているということですがけれども、この辺はしっかりと、1年か2年のあれで安うしますよというような、管理はこれくらいでいいですというようなところが出てきても、果たしてそれが長く続くかどうかともわからんですから、余りにも乗りおくれんよなという感じで拙速は避けるべきだと思いますので、地方は地方なりに、それなりにやっぱり行政も効率化を目指して頑張ってい

ると思いますので、その辺は慎重に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○12番（山口光章君）

第62号の個人情報の安全確保の義務づけというようなことも入っておりますけれども、安全確保についてはどのような考え方でやっていかれるつもりですか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

保有する情報については当然棄損とかいろいろな問題が出てきますので、そういうのは確実に適切な処理をしてもらって、安全性の確保も持ってもらいたいと思っております。

今いろいろ外からの情報でパソコンの中にあるデータを取るとか、いろいろな情報がありますので、そういうところも適切にやっぱり指定管理者が安全性の確保をとれるように、こちらからも指導をして、してもらいたいと思っております。

以上です。

○12番（山口光章君）

自信はありますか。

○総務課長（岡 靖則君）

安全性の確保の義務づけということでしておりますので、それはもう適切に処理をしてもらえると思っておりますので、よろしく。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

最初は、議案第61号 太良町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第62号 太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第63号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第63号 太良町総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○13番（下平力人君）

第15条の指定管理者が行う業務は次のとおりということで1から3まで上がっておりますけれども、これについてももう少し詳しく御説明を願いたいと思います。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

まず、1番目の福祉保健センターの施設、整備等の維持管理等に関する業務でございますが、これはセンターの電気設備、あるいは消防設備等の維持管理についての業務でございます。

2点目の福祉保健センターの運営に関する業務というのは、利用者の方の登録といいますか、管理、あるいは開館日、開館時間の管理、それから夜間の警備、あと清掃、その他業務になっております。

それから3点目の、その他町長が管理運営上必要と認める業務といたしましては、庶務業務でございます。受け付け、あるいは契約、支払業務、それから維持、管理、課題報告といたしまして、日常業務における課題等の町への報告、それから各種記録業務ということで日誌、あるいは施設整備点検表等の作成、管理でございます。あと定期報告業務ということで、保健センターの維持管理に係る定期点検の結果報告、それから災害対応業務ということで台風等の災害時における対応あるいは施設点検、それから引き継ぎ業務等、こういうものを考えております。

以上です。

○13番（下平力人君）

そしたら、これは何名ぐらいで対応されるのか、その辺ちょっとお尋ねいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

その点につきましては、今後、検討を進めていながら、指定管理者選定委員会において決めていただくというふうに考えております。

○15番（田崎 誓君）

この議案については大体平成19年度よりすると思うんですね。それで今指定管理者をだれにさせるのか。検討委員会でやるというようなお話でございますが、まずその辺からお尋ねしていきたいと思います。今後の対策として、どういう人にさせるのか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

先ほどの下平議員及びただいまの田崎議員、ちょっと関連しますので、私の方から答弁いたします。

指定管理者の選定については、今、候補者を選ぶという段階で、運営については今から指定管理者が決めることであって、選定委員会で決定するものではございません。

候補者の選定については、あくまでも原課が検討しまして、評価基準とかを含めまして選定委員会の方で審議、審査をするという事務的な形になっております。

○15番（田崎 誓君）

それじゃ、その選定委員会というのは何名で現在やっておられるんですか。また、するとしたら何名ぐらい選定委員会おられるわけですか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

選定委員会の委員の構成は、助役、収入役、教育長、総務課長、財政課長、企画商工課長、それと選定時に係る施設等を所管する各課長ということで組織をするようになっております。

一応選定委員会の事務としては、まず施設に指定管理者制度を導入するかどうかの可否を決定すること、それと指定管理者の公募、応募、あるいは業者の指定、これに関する事、それと候補者の選定に関する事、その他指定管理者の選定に関し必要な事項ということになっております。

以上です。

○7番（恵崎良司君）

今の答弁の前の答弁でね、課長が選定委員会ではどこを決めるかであって、あとは決まったところが運営を裁量でやるというような答弁だったですけども、ちょっと第15条の3に「その他町長が管理運営上必要と認める業務」というのが書いてあって、もうどこかの指定管理業者が決まったら、そこが勝手に運営は決めていいんですか。この3号はどうなるんですかね。結局運営というのは業務の範囲等も深くかかわってくると思うんですけども、あとはその業者がどうするか町は関知しないということじゃないと思うんですけど、そうだったらまたサービスが落ちるかもわからんし、その辺はどうですか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

私の説明がやっぱり言葉足らずということで、議員おっしゃられるとおり、選定委員会ではそこまで含めて審査をするということで御理解を願いたいと思います。

○2番（坂口祐樹君）

それでは、3点お尋ねをいたします。

まず、応募の見込みですね。どういう方が応募をされるのか、見込みがあれば教えてください。

次に、この目的が住民の皆さんへのサービスの向上とコストのカットということでありま

すんで、どういうサービスの向上が見込まれて、そして、どれだけのコストカットが見込まれているのかお尋ねをいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

応募の見込みでございますが、これから募集要項等の整備を行いまして、募集をかける予定にしております。

それから、サービス向上、コストカットにつきましては、1点目は行政事務の削減と、それからサービス向上については指定管理者制度のもとで、これは今後協議を進めていくことになると思いますが、開館日数の増とか時間の延長とかを想定しております。

○議長（坂口久信君）

コスト削減はどがんか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

コストのカットにつきましても、今後、要綱に基づいて協議の中で決めていくことになるかと思いますが、現在の運営コストよりは当然下がるものと想定をいたしております。

○2番（坂口祐樹君）

なかなかやっぱり、下手すると応募に関しては社協しか応募がなかったという可能性もあり得るわけですよね。ですから、広くやっぱり告知をすることが必要だと思いますんで、告知の方法ですね。応募の方法というのが1点。

それと、なかなかサービスは民間、指定管理者がやるとはいつでも、一応管理者というのは町長でありますんで、これはやっぱり担当課が希望ですよね、こういうサービスを今までできなかったけど、民間の皆さん、ここまでのサービスは向上してください、ここまでのコストカットを実現させてください、そういう考えを持って指定をしなきゃいけないというふうに思うんですね。その辺はどのように考えられますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

全般的に、概念としては公示の方法としては役場前の掲示板及びホームページということで考えております。

あと1点、何やったかね。（発言する者あり）その点につきましては、業者を指定するときの評価基準というのがあります。各課でつくると思います。その基準に合わせて、できるだけこちらの要望、サービスが落ちないような形の評価基準をつくりまして、それに一番適合する業者を選定するという段階だと思います。

○9番（竹下武幸君）

受け皿の業者を選定するというようなことですけど、公募をして社協だけだったらという

話もあるように、恵崎議員の方も田舎だから受け皿が少ないだろうという話の中で、例えば1社だったらどうなるのか。競争入札というわけにもいかんだろうしとか、その辺の考えですね。もし、なかったらどうなのか、その辺どうお考えですか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

公募をするということは、広げるわけですから、それに対して1社だけだったら1社を採用と。ただし、その採用条件で適合しなければやっぱり管理者としての資格が評価基準に漏れておれば、ある意味町の直轄というふうになるかと思います。

○11番（岩島 好君）

ちょっとお聞きしたいんですが、今、課長は要綱等が今からのごたる話、それから何も検討をされておらんような話ですが、この条例を出すときに、そういうふうなやつまである程度審議をされて出してもらわんと、これはちょっと簡単にはいかんと。条例は出して、後から——今までの例からいくと、田口議員も前々からずっと言っておられたんですが、条例出すときに要綱の検討もせずに、要綱の話が出ると今から検討してどうかという話が出ますが、今回は要綱できていますか。はっきりしてください。

○助役（木下慶猛君）

お答えします。

これは昨年、12月定例会に指定管理者の制度導入ということで提案したときに、この目的でございますけれども、この目的は多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために公の施設を管理運営ですけれども、これを民間の能力を活用して、住民サービスの向上を図るということで経費の削減ができるんだということで、その目的が定められております。期待される効果といいますのは民間事業者のノウハウを活用することによって、管理運営費というんですか、管理経費というんですか、それが節減でき、その結果として施設の利用料金といいますか、それが下がるということ。

それから、利用者の満足度を上げることにより、より多くの利用者を確保するという民間事業者の発想を取り入れるということでこの制度ができたわけでございますので、それは9月の議会で皆さんに御答弁しておると思います。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

昨年の12月に手続条例規則は一応公布しておりますけれども、それを受けまして、先ほどの浜崎議員の答弁にも答えておりますとおり、まず6月8日に指定管理者選定委員会を開催しております。そこで一応各施設の指定管理者制度適用の可否を決定いたしまして、指定管理者選定方法の検討をしております。それを受けまして、各主管課において一応公募関係とか評価基準及び協定書の作成の原案を作成させております。それを9月1日の指定管理者選定委員会で主管課作成の応募資格とか評価基準及び協定書等の審査、具体的に言えば、し

おさい館の指定管理者募集要項、あるいは管理運営に関する協定書、それと仕様書等々については一応作成をしまして1回目の検討を行って、今回9月では設置議案と。具体的な施設の設置条例に適応できるような条例改正をいたしまして、それを受けまして、公募の場合は約1カ月間の事務的な期間が要りますので、この後、早急に最終的な選定委員会での決定を受けて、公募する場合は公募の手続きをとって、12月の議会に指定管理者の指定ということで、これは議決事項になっておりますので、そういうふうな事務のスケジュールはできるような形で考えております。

○11番（岩島 好君）

今、あなたの答弁では、委員会つくって、そして、できていますということでしょう。しかし、向こうはそう言わんやっただしょう。だから言っているんですよ。（「同じ答えを出してくれん……」と呼ぶ者あり）同じ答えを出してくれんと、向こうは今からですよとか、あなたたちは今もうできて、9月1日にちゃんとしていますよというふうに、そこですよ。だから、それを聞きよるんですよ。でけとるならでけとると、だから助役の答弁も今、前のどうのこうのは聞いていません、私は。この要綱等はびしっとできていますかと聞いておるんですから、でけとるならでけとると説明してもらいたいわけですよ。しかし、向こうの話と全然違っていましたんで。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

先ほどの町民福祉課長の答弁は、選定委員会で一応まだ検討の段階でございましたので、各課から出た素案の段階をたたいた段階でありましたので、一応そういうふうな中途の段階であったものですから、そういうふうな回答をしたと思います。

○3番（浜崎敏彦君）

第15条なんですけど、下平議員の答弁の中で、1項で電気設備、消防設備に関する業務を行いますという町民福祉課長の答弁だったと思うんですけども、こういう設備等の管理を行う場合に、福祉センターの場合、資格等が必要なものというのはありませんか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

消防設備等の維持管理については、現在、建物管理ということで、そういうのを取りまとめて専門の業者に委託をいたしております。そういうことで、今後もそういう形態をとられるのではないかとということを想定いたしております。

○3番（浜崎敏彦君）

私が心配したのは、今の答弁じゃないんですが、資格等を必要とする業者が、全般的に管理する業者がおられるかということをやっと心配したんですよ。それと同時に、この内容を一括委託するということは無理じゃないかと。今の課長の答弁じゃないんですが、資格等

が必要な件に関しては専門業者に、例えば電気設備の場合は電気主任技術者とか、警備ですか。消防なんかの場合やったら、ボイラーとかいろいろ管理上免許が必要な分野があると思うんですね。そういうものに関して一括で果たしてできるのか、それともそういうものは外しますよという規則か何か決めておられるのかということをお尋ねしたいんですけどね。

○建設課長（岩島正昭君）

今の協定問題についてお答えします。

これは参考でございますけれども、亀崎ドライバー休憩所のトイレがございます。あその分は県がつくって今町が管理をしていますけれども、施設の維持管理につきましては300千円未満については町が持ってください、以上になりますと県がしますというふうなことで、そういうふうな協定書が当然必要になると思いますけれども。

○3番（浜崎敏彦君）

そしたら、町内にこの条例に見合う業者の方でおられますか。おられなかった場合は町外からも応募をかけるということになるんですかね。その辺の考えはどのような選定委員会で話になっておられますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

基本的には指定管理者がそういうふうな個々の業務をするわけではございませんので、指定管理者がまた自分のところで受けるノウハウを持たなければ、やっぱりその専門業者に委託するという形になると思います。

○15番（田崎 誓君）

第16条の3、この3というところは指定管理者はあらかじめ町長の承認を得て定めた基準により利用料金の減免または還付をすることができると、こういうふうに記してあるわけですが、そこで私はお尋ねしますが、こういう指定管理者をあらかじめ町長の承認を得て、利用料金の減免と、こういうことを書いてありますが、しおさい館の料金の改正をされてから、そこに利用者がどれだけあったのか。そして、17年度と入場料の料金改正がなされてからどれだけあったのか、その辺をまず答弁していただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（坂口久信君）

田崎議員、今は条例のあれやけん、中身まではいかがなもんかと思えますけれども。（「値段を聞くとやけん、よかさ。この今の各使用料金を減免することができる」と書いてあるけん、これ聞きよるとよ」と呼ぶ者あり）そいけん、減免できるかできんかぐらいでとどめていただいて、中の人間が何人来た、かん人来たというところまではちょっとどうかなあと思えますけど。（発言する者あり）私は行司とりですので、私には聞いてもらわんでよかったですけれども。（「おまえは知らん。わかったならどうぞ。わからんならわからん」と呼ぶ者あり）

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

今年4月で利用者総数2,732人です。17年との対比でよろしいですかね。前年度との対比でよろしいですかね。17年度が3,411人です。5月が2,834人。（「5月までにや」と呼ぶ者あり）いいえ、毎月の分を言っております。（「ああ、毎月」と呼ぶ者あり）17年度が3,510人でございます。6月分ですが3,244人、17年度が3,770人、7月分ですが2,727人、17年度が3,136人。一応7月分まででよろしいでしょうか。

以上です。

○12番（山口光章君）

この第15条の三つの項目ですけれども、指定管理者の業務の範囲ということで、先ほど課長からの説明がありましたけれども、もう福祉センターが建ってから何年かたちますけれども、今まではどうであったのかですね。業務の管理やなしでも、業務的内容的に今まではどうやってこられたのか、そこら辺をちょっとお尋ねします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

今までは町の直営ということで、いわゆる消耗品等の需用費、それから通信運搬費は町の予算で支出をいたしております。それから、建物の管理の方でございますが、管理業務委託ということで、建物管理業務委託、それから浄化槽の維持管理業務委託、あと深夜の警備ということで夜間警備委託、それから電気設備保安管理業務の委託ということで、これも委託業務。あと清掃、植栽管理業務の委託を行っております。

○12番（山口光章君）

だから、今まではどうであったかというて今説明がございましたけれども、これは今後とも余り変わらないのじゃないですか。指定管理者がおるというだけであって、委託業務は全部それに切りかえるわけですか。ちょっとだけ私はわかりにくかたですけどね。指定管理者のそういうふうな免許を持った方々がやるわけですか。それとも、今までどおり委託業者にあって、それを指定管理者が管理をするということですかね。どっちですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

指定管理者の応募があったと仮定をいたしまして、その業者との協定の内容によって、例えばその業者の方が電気設備等の管理の免許等を持たれていましたら、その分は外にさらに委託というようなことがなくなるわけでございますので、その辺につきましてはおのおの募集をされた指定管理者との業務の内容によっても異なるかと思えます。

○5番（久保繁幸君）

今、業者委託の件についての説明がっておりますが、防火管理者、今現在どのようにな

って、その防火管理者等を業者委託というふうでいいものなのか。そしてまた、もう一つ、運転管理者、そういうのが現在と今後どのように変わっていくのか、お伝えください。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

防火管理者については、協議の中で詰めていくということなろうかと思いますが、現在は私が防火管理者ということで指定を受けております。

○5番（久保繁幸君）

そしたらば、防火管理者は家に帰っておられますよね、夜は、業務が過ぎた後は。その点の消防署の指摘はございませんか、夜間とか出勤前の管理者の仕事というのについてです。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

夜間につきましては、深夜の時間帯はコンピューターといいますか、警備会社の警備を委託しておりますので、もし異常が発生した場合には連絡が先方にすぐ行きますので、そちらの方からすぐかけつけるというようなことになっております。

○7番（恵崎良司君）

参考までにお尋ねしますが、先ほど応募はホームページなんかに出すということでしたので、当然日本中、それから世界からも来る可能性もないとは言えないと思いますけれども、何か国籍条項はありますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

今のところ国籍条項はございません。

○12番（山口光章君）

先ほどの課長の答弁でありましたけど、自分が管理者になっておると、一体どういう仕事の管理者なんですか。実際周りのみんながやってくれるわけであって、何となく名前だけみたいなのがしますが、どういった仕事をやっておられるんですか、管理者として。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

消防設備等の、例えば消火器等の交換とか、あと立入検査等がございます。その立ち会い、それから立ち会い結果についての改善についての対応、そのようなことを行っております。

○12番（山口光章君）

何回も済みません。立入検査とかなんとか毎日やっておるんですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

年1回でございます。

○13番（下平力人君）

指定管理者を置くことによって、経費削減が目的なんだということでございますけれども、

これについて大体試算的にこのぐらい安くなるんじゃないかならうかという目安があれば、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

具体的なしおさい館に関する目安については後ほど担当課長の方から報告があるかと思えますけれども、基本的にちょっとまとめというたらおかしかですけれども、今回の指定管理者制度というのが、今まで町が、例えばしおさい館については何々の業務、何々業務、何々業務と委託をしておったわけですね。それを指定管理者ということで指定することによって、今度は指定管理者がそれぞれするわけですね。そこで行政的な効率が何か生まれるかという、指定管理者を指定することによって、今までのそういうふうな行政事務をせんでよかごとなるわけですね。そういうふうな行政コストの削減、それと逆に言えば、しおさい館を受けた業者からすれば、自分たち民間のノウハウ、専門技術を駆使して何とか利用をふやして利用料を上げるとか——料金を上げるじゃなくて、全体収益を上げると。それによって、考えようによっては利用料を下げるとか、そういうふうな形で住民サービスにまた還元できるとか、大体指定管理者制度というのは、住民サービスの向上、行政コストの削減というような形で、そういうふうなものがあらわれるのではないかとということで導入された制度であります。

これについても、先ほど恵崎議員から質問がございましたとおり、ある意味、佐賀新聞等々でも御存じのとおり、田舎の施設というのは採算性、収益性がとれる施設というのはなかなかそういうふうな形で考えておられないので、目に見えてそういうふうなメリットが出てくるのかどうかということで、非常に新聞社のアンケートにも全国各地のあれでも課題として残ってはいるのが現状であります。

○16番（中溝忠喜君）

今いろいろ担当課長の説明があっているわけですが、やはりこれは今、企画担当課長が申しますように、この制度を導入することによってセンターの活用と運用の促進が図られて、そして今まで以上に入館者もふえて、そして安い委託料でもって、行政効果が非常に上がってきたというような両輪のそういうバランスがとれていなければならんわけですよ。そのためにこういう改革をもって臨もうという趣旨であるならば、現状の予算状況を見ますと、一体予算の枠組みがどういうふうになっていくのか。予算はかかったけれども、行政サービスは上がったというようなバランスのとれないようなことであっては財政負担がやはりついてくるわけですから、その辺を、現状から申しますと、ただいま町民福祉課長の説明を聞いておきますと、委託料は現状のままでいくんだというような話を再三しておるわけですが、この予算内容を見ますと、一番かかっているのが委託料と需用費なんですよ。この辺をどう効率化していくのかということが非常にポイントだと思うわけです。

それで、トータルで17年の決算の中では大体39,000千円ぐらいかかっておるわけなんです。しかし、そこにはいろいろな修理とか、あるいはシロアリ退治とかそういうものがあるものですから、平常の維持管理から見ると、当然コストとして33,000千円ぐらいはかかっているわけなんです。その予算の枠組みをどういうふうに持っていくのか。やはり委託を受けた業者はいろいろな創意工夫の発想とノウハウを生かしてやっていかんばいかんわけですよ。そこんたいの予算の限度がわからんと、そのノウハウの生かし方、発想の立て方もおのずから違ってくるわけですから、この条例を出す前にそういったところのポイントをどう検討されているのか、その概略について若干説明願いたいというふうに思うんですが。（発言する者あり）そいが目に見えとらじにゃ。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

それじゃ、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じて、直ちに会議を開きます。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

委託料の金額等につきましては、これまでの運営実績等の開示を行いまして、それに基づいて決定をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第63号 太良町総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第64号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第64号 太良町火葬場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題

といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（山口光章君）

第64号の条例の制定ということで、改正ではないですよ。制定ということで、設置と管理なんですけど、実際これをずっと読んでみますと、今、陳情書が杉谷の部落から実際来ておりますよね。あえて、それはもう、例えば結論を出した上での制定をされているのかですね。どういった形で——もう継続ととらえていいんですかね。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今まで火葬場の設置及び管理に関する条例がありませんでしたので、今回、指定管理者制度に伴い条例を設定したいと提案しております。

それで、火葬場の件につきましては、私の方からはちょっと……。陳情書に対しては議会の方から区の方に回答してもらっておりますので、そのことについては今後引き続き検討していきたいと思っております。

○12番（山口光章君）

名称と位置は今現在の火葬場なのでしょう。そしたら、やっぱり実際陳情とかいろいろな問題があっている間では、この位置を次のとおりするというふうな条例があるということも、そのまま継続していくのかなあと思ったわけですよ。そういうことです。

○助役（木下慶猛君）

補足説明します。

今あるところの火葬場をそっくりそのままここに設置条例を定めて、今後、指定管理者制度を導入するためにぜひ必要だと思うものですからこういうことでしています。

それから、陳情につきましては、今言われたように、私も2月5日だったですか、出向きまして、いろいろお話やったわけですがけれども、そのとき説明したのは、これも前の米田課長の方からずっとだったわけですがけれども、現在はイメージダウンということだったもんですから、まず無臭無煙のところをまず見てもらって、それからテーブルに着きましょうということをやっとするもんですから……（発言する者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○3番（浜崎敏彦君）

現在は、業務委託はどちらにされておられるとですかね。

○環境水道課長（土井秀文君）

業務委託先ですがけれども、太良クリーンセンターにお願いしております。

○3番（浜崎敏彦君）

そしたら、当初予算で多分7,686千円計上されておったと思うんですよ。そして、残骨処

理ですか、あれは別にまた80千円か計上されておったみたいなんですけど、業務内容といたたらどういう内容で委託されておるとですか。

それともう1点、今回の指定管理者制度を導入することによって、さっきの議案第63号でも話があったんですけど、削減金額というんですか、その辺をどの程度見ておられるか、お尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

業務内容ですけれども、業務内容につきましては火葬全般をお願いしております。

それと経費につきましてですけれども、メリットとしましては事務の簡素化、それと指定管理者にした場合で業務を今現在契約しております委託契約金の削減を協議できると思っております。

以上です。

○14番（木下繁義君）

火葬場の問題ですけど、さきの全協で地元と話し合いをすると、協議をするというような話であったかと思いますが、そういうことについて話し合いをされたのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

先だつての全協でも経過報告を申し上げました中で、今後、再度杉谷地区の方と協議を持ってもらうよう現在進めております。

以上です。

○助役（木下慶猛君）

お答えいたします。

議会の方にも陳情が出て、その回答があって、その後、部落で協議をやったかどうかということをお尋ねして、区長、それから前区長といろいろお話の折衝があったわけですけれども、私が先ほど言いませんでしたけれども、私が行ったときには岩島議員とか山口議員たちの議会の答弁よりも、一歩私が出て答弁できないもんですから、やっぱりトップに出てもらうように決めまして、今月の25日に町長が出向いて、また向こうの方で協議をやる予定にしております。

○14番（木下繁義君）

実は地元の人から私にお尋ねがあったんですけど、町は新しくどこかにつくってもらおうというようなことじゃなかとかということやったもんですから、いや、そういうことは全く話し合いはなっておらんというような私は返答をしたような状況ですので、後日、話し合いをされるということであれば、極力その辺については進めてもらいたいと思います。

以上です。

○16番（中溝忠喜君）

今回の条例制定というのは、指定管理者制度の導入のために条例制定が目的なのか。その辺、これだけではないというふうに思うんですが、その辺どういうふうな動機からこういうような制定がなされたのか。

よかですか、もう少し詳しく質問しますが、実は今回の今までの火葬場の条例が使用条例だけでとどまっておるもんですから、それでこれの設置及び管理に関するこういった条例をよく今まで制定をしないで、これが太良町の行政の一つの制度として県としても指摘もしなかったのか、勧告もしなかったのか、その辺もあるもんですから、これが出てみて初めて私も驚いているんですが、その辺の考え方をどういうふうに判断されているのか。

○助役（木下慶猛君）

お答えいたします。

ただいま言われるとおりでございます。本来ならば、建築した31年に設置条例を作成しなければならなかったと思いますけれども、今までなかったわけでございます。今回、そういうことで指定管理者制度をするためにこういうことをしなけりゃならないもんですから、設置もしていなかったもんですから、今回改めて設置条例を設定したわけでございます。

○16番（中溝忠喜君）

それから、今回も出ておりますが、法の第224条の2の第2項ですか、これは地方自治法の建前として、指定管理者というのは一つもうたっていないわけですよ。何ですか、しおさい館のセンターにしても、大体委託条項というのは条例の中にもあるわけです。それが、今回新たに法の第224条の2の第3項に基づいて、こういう規定がなされているわけですが、どういう拘束力というか、メリットがあるわけですか。ただ、町自体で今までどおり、そういう委託関係の条項もやったのと、法によってやるのと、その辺の行政権の重さというものは、どういうふうに違って来るんですか、条文の重みとして。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

従来、先ほどから議論されております、今までは公の施設の管理を自治体が外部にゆだねる場合は相手先が町の出資法人や公共的団体などに限られておりましたけれども、今回、地方自治法の改正によって、民間事業者を含む幅広い団体ということで指定管理者にゆだねることができるようになったという改正のもとに、今回はそういうふうな公的施設については指定管理者に行わせることができるという条項を入れております。

○15番（田崎 誓君）

14ページ、この最後の町内居住者にして1死体につき5千円と、それから町外居住者は1死体につき25千円と。今までは町内居住者については25千円だったと、そういう考えを私は

持っているわけですが、それから町外は20千円やったのが25千円になったと。これは指定管理者が今度は制定されたらそういうふうな改正がなされたと、こう思うんですよ。私はそういうとらえ方をしておるわけですが、これはそういうふうな算定をするときは、県とかなんとか、例えばほかの市町村とか、そういうことを話し合いしてこういうふうにされるのか。そういうことはどういうふうになっておるわけですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

料金改定については、今回の指定管理者に伴う料金改定ではありませんけど、料金を決定する場合は他の市町村の動向もありますけれども、それよりも高くないようなことで検討をしてから決定しております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第64号 太良町火葬場の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第65号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第65号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（浜崎敏彦君）

今回の改正によって、10分の2を10分の3に改めるという改正になっているみたいなんですけど、現在、対象者は何名ぐらいいらっしゃると思われておられますか。

それと同時に、町長の説明の中で300千円から350千円に引き上げられますというところなんですけど、過去5年間の出生者数というのはわかりますか。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

現役並みの2割から3割ですけれども、これは前期高齢者については13人ですね。それか

ら、老人特別の方でこれが34人と、合わせて47人になります。それから、出産のそれぞれの実績でございますけれども、5年間程度ということで、平成13年度が全体で113人に対して国保の場合が43人と、14年度が86人に対して32人、それから15年度が89人に対して33人と、それから16年度については95人に対して31人と、それから17年度については72人に対して24人ということでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第65号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第66号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第66号 町立太良病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（山口光章君）

ここに指定介護予防サービス事業を加えるというようなことで、介護予防通所のリハビリステーションですか、通所に通う方々はいろいろな至るところにそういうふうな通所施設、リハビリステーションがあるわけですがけれども、競合して、例えばうちは少ないとか、これだけの設備を整えとつても、どっちかに偏ってしまう。光風荘もそうですよね。ふるさとの森もそうですよね。いろんなどころがあるわけですから。至るところに行ってもいい理由があるわけですよ。そして、ケアハウスといいますかいろいろなところに、以前の水道課長の米田さんたちがつくっておられるようなああいうこともありますので、お年寄りが多い多いといった中でも、そういうふうなちょっとうちは全く利用者が少ないぞというふうな心配するようなことはございませんかね——設備投資をして。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

確かに危惧というのがないとは言えないと思います。ただ、この8月に通所リハビリテーションを開設しまして、今大体ここに数字があるんですけども、3名から7名、それぐらいで推移しています。それで、今回この介護予防の通所リハビリテーションを始めることによって、その割合が物すごく多いものですから、町立太良病院としましては、今の段階で5名はもう既に予約みたいなのがあっておりますので、それ以後どうなるかというのが問題なんですけど、とにかく町立として民間の方を余り圧迫するというような方向にはしないようにしたいとは考えておりますけれども、ほかのところもいっぱいになっておれば、うちも頑張っただんどんとっていききたいという、そこら辺の配慮を地域ケア会議等で話し合いをするというような形にしていききたいというふうに思っております。

○12番（山口光章君）

民間の場合は、いろいろな営業じゃないけれども、あっせんしてぜひうちに来てくださとかいうふうな宣伝をするわけなんですけれども、町営の場合はなかなかそういうことが可能じゃないと思うんですよね。だからその辺の実績を上げて、やっぱり太良病院の通所の方がいいぞというような努力をしてほしいと思うわけなんですけど、将来はどのように考えておられますか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

それについては宣伝がなかなかできないという立場におりますので、広報紙等を利用していただきたいと思っています。

それから、あとはいいか悪いかというのは、この医療の関係はすべて口コミがかなり影響しますので、その口コミであそこはよかよというような方向にいけるように努力をしたいというふうに思っています。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第66号 町立太良病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第67号

○議長（坂口久信君）

日程第7．議案第67号 太良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（浜崎敏彦君）

今回の改正なのですが、これは消防組織法の改正によって改正されたわけですよね。そして、第1条の「第15条の8」を「第25条」に改めると。ここの内容の違いというたらどういふことですかね。どういふもんですか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今回の消防法の全文に当たっての改正は、まず今まで見出しがついておりませんでした。今回、消防組織法の改正は見出しをまずつけると、それと項番号を付すると。それと表現の適正化を行っております。

それと、今までこういうふうには第15条の8とか枝番号をつけておりましたけれども、枝番号を今度取りました。通し番号にして、今までこういうふうな枝番号をつけておりましたので、この枝番号の整理を行っている。そして、内容等については全然変わっておりません。以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第67号 太良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8～日程第15 議案第68号～議案第75号

○議長（坂口久信君）

日程第8．議案第68号 平成17年度町立太良病院事業会計決算の認定についてから日程第15．議案第75号 平成17年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案を一括議題といたします。

質疑に入ります前に、土井代表監査委員に決算審査の過程及び結果についての報告を求め

ます。

○代表監査委員（土井康彦君）

議長の許可を得まして、このたび審査いたしました平成17年度太良町水道事業会計及び町立太良病院事業会計並びに一般会計と五つの特別会計の歳入歳出決算書の審査意見につきまして、監査委員を代表して、その概要を御報告いたします。

なお、詳しくは決算審査意見書により報告しておりますので、要点だけを申し上げます。

歳入歳出決算等の審査に当たりましては、一つ、計数は正確であるか。一つ、経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか。一つ、財産の管理運用及び取得、処分は適正に行われているか等を主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類を照合し、あわせて定期監査、随時監査及び例月出納検査等も考慮して審査いたしました。

まず、事業会計、一般会計及び特別会計の歳入歳出の決算並びに財政調整基金、減債基金、そして衛生施設建設基金等の目的基金、土地開発基金等の運用基金の運用状況に関する審査意見であります。

審査の結果、事業会計、一般会計及び特別会計の決算は、その計数に誤りはなく、歳入歳出差し引き残高は指定金融機関等の預金有高と符合し、正確であり、また、基金の運用状況に関する計数も誤りはなく、現金の残高は指定金融機関等の有高と符合し、正確であることを確認いたしております。

また、予算の執行につきましては、歳入の確保と歳出は執行の平準化と効率化に配慮しながら各種施策が推進されており、これに伴う事務事業も議決の趣旨に従って適正に執行されていることを認めました。

さらに、予算の経理、財産の管理等、財務に関する事務の執行も適正に処理されているものと認めました。

以下、監査意見の主要な点について申し上げる前に、本町の情勢を申し上げますと、平成17年2月及び3月の議会において、鹿島市との合併を断念し、単独での町政運営を選択いたしました。これにより、平成13年度から5カ年で実施予定の第3次太良町行財政改革大綱の前倒しの見直しを行い、単独での町政運営に対応すべき第4次太良町行財政改革大綱を制定しましたことは特筆すべき事項であったと考えております。

平成18年度以降の監査業務につきましても、この大綱の本旨にのっとっての行政運営がなされているかを主眼に実施していく考え方でございます。

また、同じく平成17年度当初から、預金保険制度、いわゆるペイオフが実施されましたが、本町における歳計現金の保管についてはいち早く対応され、金融機関の経営状況にも配慮されたことは評価できるものであります。

それでは、監査意見の主要な点について申し上げます。

先般、町長より各会計の決算認定の提案理由で概要説明がありましたので、計数等につき

ましてはできるだけ重複を避けて申し上げます。

初めに、水道事業会計の審査意見であります。

審査の結果、当会計は、公営企業経営の原則に沿って運営されており、決算の計数は誤りなく、また資金残高は現金出納簿及び指定金融機関の預金有高と符合し、正確であることを確認しました。

また、収益的収支、資本的収支等の予算の執行についても議決の趣旨に沿って執行されたものと認めました。

次に、同会計の財務及び経営管理について申し上げます。

第1に、財務に関する事務の執行についてであります。

財務事務処理は適正に執行されていると認めますが、未収金対策については執行部において臨戸徴収を実施され、分割納入を推進するなど減額に努力しておられますが、善良な納入者との公平を確保するためにも、徴収頻度をふやす一方で公的対応についても積極的な取り組みを検討し、早期解決とあわせて滞納発生の防止に向けたさらなる努力を求めるものであります。

また、予算執行の平準化をより一層促進することにより、決算期における不用額の低減に努められたい。

第2に、経営管理についてであります。

経営管理については、当年度の経常利益は6,259,955円で、前年度と比較すると1,081,323円増加しております。このことは、給水戸数は増加しているものの給水人口が減少する中で、有水率のさらなる向上を目指し、今後とも業務の効率的運営と経費節減による維持管理費の低減に努力されることを望むものであります。

水道事業管理者として住民が安全で安心できる水の供給を大前提とする中で、常に厳しい経営環境を念頭に入れ、効率的な運営と維持管理業務に努力され、安定的供給に尽力されたい。

次に、町立太良病院事業会計の審査意見であります。

審査の結果、当会計も公営企業経営の基本原則にのっとり運営がなされており、決算の計数に誤りはなく、また、資金残高は現金出納簿及び指定金融機関の預金有高と符合し、正確であることを確認いたしました。また、収益的収支、資本的収支等の執行については、議決の趣旨に沿って執行されていることを認めました。

財務及び経営管理について申し上げます。

まず第1に、財務に関する事務の執行についてであります。

財務処理はおおむね適正に執行されている中で、未収金についてはここ数年増加の傾向がある中、とりわけ平成15年度以前分については徴収実績が少ないなど、未収金に対する取り組みの努力形跡が見られませんでした。未収金については、その発生の原因究明と発生防止

対策の徹底と累積している未収金に対して早期解決に向けた努力を傾注するよう強く求むものであります。

第2に、経営管理についてであります。

入院患者は微増したものの、外来の患者数の歯科の科目が年度途中で廃止したことに伴う減少と、償却資産の純増、さらには看護師2名の退職に伴う特別負担金の増加等が起因して、昨年度に引き続き赤字決算となっており、赤字額も単年度で前年の額の2倍以上の39,125,378円、累計で110,579,978円となっており、四つのワーキングチームを立ち上げ体質改善に努力している中で、先に述べた突発的要因はあるものの、患者数減少の原因分析を徹底的に究明し、医師を初めとする経営者としての認識を向上させ、また人件費が収益比率に占める割合が高いことも赤字の要因であることを考慮し、改善について引き続き真摯に努力されることを促すものであります。

これらの指摘事項に対して全職員が意識改革を行い、院内体質の改善を図ることにより、公営企業の医療機関としての位置づけを確固たるものとし、さらには利用者ニーズに的確に対応できる病院づくりに邁進することにより、町内医療機関の中核的な位置づけとなり、町民の健康と福祉の増進に寄与できるものと考えます。

最後に、一般会計及び五つの特別会計の審査意見についてであります。

一般会計では、厳しい財政状況の中にあつて、議決の趣旨に沿った行政運営の結果、歳入歳出差し引き額90,917千円を繰り越し、基金積み立て及び翌年度財源として財政措置されたことは評価できるものであります。また、執行に当たっては平準化執行が徐々に浸透し、町民ニーズにこたえるべき努力が見受けられたことについても評価できるものであります。

この中にあつて、歳入で昨年度に引き続き町税が44,707千円、町営住宅使用料474千円、特に保育所保護者負担金が昨年度の約2.6倍の3,086千円が歳入未済額となっており、善良な納入者との公平を確保するためにもしかるべき手段と方法を検討するなど、関係執行部のより一層の減少努力を望むものであります。

五つの特別会計も決算の計数に誤りはなく、適正に処理されていたことを認め、一般会計同様、歳入歳出差し引き額を基金または翌年度財源として財政措置されております。

五つの特別会計の収入未収金額の合計は41,978千円で、前年度と比較して11.2%の増加となっております。その内訳は、国民健康保険税39,467千円、簡易水道料金2,511千円であります。特別会計の未収金についても一般会計同様、善良な納入者との公平を確保するという大原則に立ってしかるべき手段と方法を検討するなど、関係執行部のより一層の減少努力を望むものであります。

一般会計における予算現額に対する執行率は98.4%で、不用額は78,941千円となっております。また、五つの特別会計における予算減額に対する執行率は96.4%で、不用額は111,242千円となっております。一般会計及び五つの特別会計とも、より一層の慎重な予算

編成に努力されることと執行の平準化をより一層浸透させることにより決算期における多額の不用額が出ないように努力されることを望みます。

第3に、財産について申し上げます。

財産については適切に管理されていることを認めました。

この中で、取得財産の未登記解消と、町有地で長期的な遊休地の処分を含めた解消策等については引き続き積極的に努力されるよう望むものであります。また、各施設の管理者は最善で適切な営繕管理を実施し、施設等の維持管理を努めるよう望むものであります。

第4に、財務に関する事務の執行について申し上げます。

財務の執行については、決算審査や定期監査の都度、予算執行の平準化、財政指数の極度の悪化がある現状での対応について指摘、指導を行ってきたところであります。

以上のとおり所見を申し述べましたが、さきにも申し上げたとおり、現下の厳しい社会情勢、財政状況に対処するために、職員の意識改革を推し進め、行財政改革のさらなる積極的な推進を図り、一人一人が問題意識とコスト意識を高める中で、行政事務を推進することを念頭に入れて対処されることが太良町の経済発展に寄与するものと考えます。

また、税込、各種使用料等の見直しを初め、自主財源の確保に努める一方、歳出の効率化に向けての努力を傾注するなど、厳しい現下の情勢に真摯に取り組むことがさらなる町勢の発展と町民福祉の向上になることを認識され、努力を継続されることを強く望むものであります。

なお、各会計における指摘、検討する事項については、お手元の審査意見書に掲載しておりますので、後刻ごらんください。

以上をもちまして、歳入歳出決算等の審査意見の概要についての御報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で代表監査委員の報告を終わります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号から議案第75号までの8議案につきましては、正副議長を含め10名の議員で構成する企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第75号までの決算の認定については、企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定

いたしました。

重ねてお諮りします。ただいま決定されました企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会の委員につきましては、太良町議会委員会条例第6条第1項の規定により、1番見陣君、2番坂口祐樹君、5番久保君、6番吉田君、7番恵崎君、8番末次君、10番田口君、13番下平君、以上8名を指名し、議長、副議長を含め10名といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に末次君、副委員長に恵崎君が互選されました旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

日程第16 議案第76号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第76号 平成18年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（恵崎良司君）

13ページの土地売払収入の14,012千円と、2点だけ、17ページの総合福祉保健センターの修繕料ですね、この内容説明をお願いします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

13ページの土地売払収入14,012千円の内訳でございますけども、野崎分譲地の売却、これ3区画販売をいたしております。金額的には10,123,765円、あと町有地で箱崎の町有地を3,848,190円、あと法定外公共物である水路を40,270円、以上3件でございます。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

総合福祉保健センター管理費の修繕料の内訳についてお答えをいたします。

総合福祉保健センターの原水槽、ポンプフロートスイッチの取りかえで60,900円。それから、総合福祉保健センター給湯循環ポンプ、過加熱循環ポンプ等6ポンプの修理ということで366,450円。それから、浴室排煙オペレーター修理で294千円。あと、その他のそういうことで180千円を計上お願いしておるところでございます。

○7番（恵崎良司君）

説明の中でポンプのフロートスイッチと、もう一つポンプ等366,450円の件、こういうのは耐用年数なんかは大体どういうふうな設定になっているのか、その辺をちょっとお尋ねします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

耐用年数等については詳細をつかんでおりませんが、先般ポンプのあるところのパッキンにちょっとふぐあいが発生をいたしまして、それを修理していただいたときにポンプ等も見えていただいております。平成12年12月の建設からもうかなり時間が経過しておるからということで、ポンプの方も大分傷んでおるということで、今回修理をお願いしたところでございます。

○7番（恵崎良司君）

平成12年としてもまだ6年ぐらいですよ。そしたら、これくらいでポンプがもう壊れるということは大体今後もこういうふうな感じで、そのくらいしかもてんということですかね。

それと、こういう修理の場合、その業者選定なんかは、その据えつけの専門のメーカーにあとずっとされるのか。私はどっちがいいとか、悪いとかじゃなくて、一般的にどういうふうな修理の依頼方法はされるのか。その2点をお願いします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当初設置をされた専門の——専門といいますか、のメーカーがポンプといいますか、設備の内容等詳細にわかっておられますので、まずそこに見積もりをとって進めていくというように想定をいたしております。

○7番（恵崎良司君）

いや、それはそうでしょうけれども、先ほど耐用年数もちょっとそこはわからんと、もう予算もこういうふうに組む以上は、耐用年数なんかも当然やっぱりそれは担当課長としては調べて、その辺の駆け引きも幾らか必要と思うわけですよ。業者がもうここが専門、設置するときにつくったからそこに頼むというのはもう原則それはそうでしょう。しかし、その辺のこともやっぱり耐用年数は何年ぐらいというので、一般の設定よりか短かったら、やっ

ぱりその辺は厳しく追求もせんばいかんですね。保証の範囲内であるとかないとか、もちろん保証の範囲外でしょうから、こういう予算が出とつとでしようけれども、その辺はもうちょっとシビアにせんと、耐用年数も把握しとらんで、とにかく壊れたからするというのは、それはもうせにやいかんでしようけれども、その辺をもうちょっと、わからんとはしょんなかですけど、どういうふうな交渉をされたのかお願いします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

見積もりに基づきまして、今後できるだけ安くということで交渉を進めて決めていきたいと思っております。

○11番（岩島 好君）

今の17ページのポンプの修理の件ですけれども、今話を聞きよれば、設置した業者から見積もりをとつと、こういうお話ですが、それは我がした業者は見積もり出すばかりで、そいで決めてもらえざんよかことはなかつたすよね。そいけん、あなたの今の答弁からいきますと、設置した業者から見積もりをとつと修理をしよりますと、こういう話でしょう。そしたら、何の節約もないよらんじゃなかですか。そんくらいなとは同じポンプならポンプを修理する業者がおるわけですよね。そいぎ、そういうところからとつと、両方からやっぱり競争をさせて、3名ぐらいの業者から見積もりをとつと、最低と仕事をさせましたというなら話はわかつたすけれども、そういうやり方で今後ですね、例えば日立とかに見積もりをとつとということであれば、それはどがんして見積もり単価が高つかか安かかとの検討はできますか。まず、それが1点。

それからもう一つは、土地購入のさっきの話ですが、箱崎という話がございました。ああいうやつをどのようにして売られたのか、その説明を求めます。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

このポンプ修理については、今後予算を御承認していただいた後に修理をするように計画いたしておりますので、議員御指摘のとおり競争入札で実施をしたいと、修理をしたいと思っております。

○財政課長（大串君義君）

箱崎の町境の場所的にはそこですけれども、実際今カキ小屋が建っておりますけれども、その所有者の方から本人の申し出ということで建設課の方に一応申請ということがありまして、行政財産になっておりましたので、その用途変更をいたしまして、普通財産ということにいたしまして、そして、うちの方で売却をしたというふうな経緯でございます。

○11番（岩島 好君）

そのカキ小屋んことということですから、カキ小屋は前々から建てとつたじゃなかですか、カキ小屋を貸しとつたわけでしょう。そして、借りた人から売つてくいろつて言われたけん、

その人だけで売ったと、これどうもおかしいわけですよ。そいなら売るよという公表か何かされたんですか、希望者は募られたんですか、そのままですか。

○財政課長（大串君義君）

希望者の方からだけの申し出によりまして、一般の方には公表はいたしておりません。以上です。

○12番（山口光章君）

関連ですけれども、そういった場合、例えば、その町の財産の土地をずっと借りておいて、買いたいときには買っていいと。例えば、伊福の停留所のカキ小屋ありますよね、あそこも恐らく借りておると思います。将来的にあそこもそしたら、その方が売ってほしいというときは売るわけですかね。そしたら、借りたがましんごたっ感じでしょう。どがんですか、その辺は。そしたら、もう皆さんにどことどこどこが町有地だと、借らんですかと、そのうち買わるっですよて言うてもらえれば、それが一番よかつじゃなかですか、その辺どうですか。

○建設課長（岩島正昭君）

お答えします。

この伊福の市境線につきましては、6月議会でその伊福と亀崎の2路線を元町道だったものですから、町道としての認定の用途廃止をやっております。あそこがもう普通財産になったものだから、財政課の方で処分をしたということでございます。

もう1点の伊福矢筈中央線につきましては、あれは道路敷ですから、道路の分筆の売却はできませんので、もしあそこが全部用途廃止になれば、そういうふうな売却も可能だと思います。

○15番（田崎 誓君）

改めまして16ページ、この障害者社会参加推進事業費補助金、これは400千円計上されておりますが、これは何人で400千円なのか。これが1点。

それからもうついでに、19ページの道路新設改良費の中で土地購入費、これが2,215千円上がっているわけですが、この大体場所はどこなのか。それで、これは恐らく何か所なのか。その内容説明を、まずいただきたいと思います。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

障害者社会参加推進事業費補助金の400千円の積算根拠と内訳でございますが、障害者の方の自動車運転免許取得事業ということで、補助の限度額100千円掛けるの2名、それから、自動車改造助成事業ということで、同じく補助限度額100千円掛け2名分を予定して、予算の計上をお願いしているところでございます。

○建設課長（岩島正昭君）

19ページの公有財産購入費の土地購入費2,215千円の補正でございますけれども、まず、この土地の補償につきましては、17年度の工事分でございます。というのは、立木補償につきましては工事発注年度に補償費を支払っておりますけれども、用地の補償費につきましては、工事発注後に施工時点でございますけれども、地権者とか区長等々から方向変更、法線変更等々の要望があるために、地権者の同意を得ながら工事完了後、いわゆる翌年度に補償費を支払っているところでございます。

今回の補正につきましては前年度が、計画路線が宅地が2路線ございましたので、その分がどうしても予算が不足したということがございます。その路線数につきましては、9路線の48筆の分でございます。

以上でございます。（「はい、いいです、それは」と呼ぶ者あり）

○9番（竹下武幸君）

16ページの社会福祉総務費の8節の報償費の次世代の育成支援の内容説明と、それから、老人福祉総務費の社会福祉法人等の利用者負担軽減措置ですけど、予算について余にも補正額が多いというようなことで、その辺の内容説明をお願いします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

まず、社会福祉総務費の報償費の内容でございます。

地域行動計画策定委員会の委員報酬といたしまして15名分の2回、4千円ということで120千円を計上いたしております。

それから、老人福祉総務費の社会福祉法人等の利用負担軽減措置費補助金でございますが、介護保険法の法改正がありまして、18年4月から新しい制度でスタートとなりましたので、この社会福祉法人等の介護保険利用者負担軽減額の算定のところで、特に高額介護サービス費の負担限度にかかる減額等の算定等でなかなか正確に、当初で予算を把握することがちょっとできなかったものですから、4、5、6月の3カ月の実績に基づいて、今回補正をお願いしたところでございます。

以上です。

○9番（竹下武幸君）

次世代の方が15人の委員で2回だというふうなことですけど、その委員が話し合う内容といますか、それはどういうことなのか、その内容を。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

次世代の行動支援の計画全般についての内容の審査、あるいは見直し等についての審査とどうか、検討をしていただくところでございます。

○9番（竹下武幸君）

いや、その話し合う細部の内容はどういう話し合いをされるのか。次世代支援のことですけど、その内容がどういうことをされるのか、委員会だけはわかりますけど。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

内容といたしましては、障害児保育、障害児教育等の充実ということで、支援づくりということで、来年度に南部養護学校が開校をいたしますので、そことの連携といたしますか、支援ができるものであれば、その辺を計画にのせて、委員会にお諮りをして、それで、委員会の方で御了承をいただければ、それをのせるというようなことで、計画をいたしております。

○14番（木下繁義君）

この補正予算書の21ページの文化財保護費ですけど、この612千円ということで上がっておりますが、竹崎地区の方と川原地区の方との太鼓や衣装ということで上がっておりますが、大体その配分の内容はおわかりですか。配分、中身、お願いします。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

21ページの民芸保存事業補助金につきましては、先ほど木下議員から言われました竹崎の方と川原の方からの要望に対しまして、補助金の計上をしておりますけれども、中身につきましては、竹崎の方から鬼祭り用のはっぴと、それに対しましての補助金を22千円と、それから、川原の方から大太鼓と赤鬼、青鬼用の衣装をつくるのにかかる補助として590千円、計612千円を計上しております。

以上です。

○14番（木下繁義君）

今御報告を受けたわけですが、大体この金額を上げた何%であるか、それから、この大太鼓の実費、値段がおわかりであったら教えてください。

○公民館長（寺田恵子君）

補助率は、一応要綱によりまして3分の2以内となっております。行革で補助金につきましては、一律ずっと16年度の方から1割カットしておりますので、その3分の2の70%ということで予算計上をしております。

それから、大太鼓につきましては、消費税込みの1,155千円の見積もりをいただいております。

以上です。

○14番（木下繁義君）

これは、求めた後じゃだめですかね、申請というのは。求める前しかだめですか、ちょっとその辺をお願いします。

○公民館長（寺田恵子君）

実際は、補助金は求めた前がそうであろうかと思っておりますけれども、補助金は実績に対して

補助を出すということにしておりますので、実績に基づいて補助金を出したいというふうに思っております。

○14番（木下繁義君）

こういった補助事業の内容をやっぱり把握されていない地区、こういったその祭典にかかわるような状況も多々あったと思います。実際、竹崎の観世音寺のこの鬼祭りに対しても、しっくこっくして求めちゃおるわけですけど、金を借りてでも求めておるわけですが、それに対象ならないものかというようなことでお尋ねしておるわけですが、いかがでしょうか。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

実際は、やはり祭りをしていくには衣装なりもなければ衣装なり、例えば川原の大太鼓なりにしても、もうお祭りは済んでいるわけですけれども、多分事前に買われたんじゃないかと、購入されているんじゃないか、もう破れて使えないということで、うちの方に陳情書が上がっておりますものですから、それを今回予算を計上していただいて補助をするという形にしております。

だから、実際は皆さん自分たちの中でやりくりしながらつくっておられると思いますので、その事後に補正をして補助をするという形にしております。事前にわかれば、当初予算でも上げることができますけれども、途中でどうしても必要だということであれば、上司に決裁を仰いで、じゃあ補正をしようというようなことで補助をしている形でございます、今はです。

○15番（田崎 誓君）

今のことに関連しまして、ちょっとお尋ねしますが、その補助体制は約70%と、こういうことをおっしゃっておられるわけですが、大体この民芸については、平浜というところも野狐踊りという昔から、私たちの小さいときからあるわけですから、こういうその野狐踊りなんかでも、そういう補助金体制というものが対処されるのかどうか。そういう陳情をしたらされるのかどうか、これも議会を通じてはっきり私は知っておきたいと、かように思いますが、これはどういう、そういう申請をすればできるのかどうか、これはどうでしょうか。昔からあるわけやから。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

民芸保存ということで、地域に伝わる行事をされているということでございますので、それにつきまして、もしそういう衣装をそろえたいということであれば、上司の方に要望書上げていただき、決裁を仰いで、補助を認めましょうということであれば、それはいいと思います。太良町民芸保存会というのがありますけれども、その中で道越に対しましても、郷土の芸能をされているということで、町の方から民芸保存会の方に補助金をいただいて、そ

れを地区の方に分割をして、それを分けているというのはしておりますので、道越の方にもそういう補助は何年に1回かされておりますけれども、実績に基づいてそれは民芸保存会の方から補助は出しております。

以上です。

○15番（田崎 誓君）

それじゃ、助役にお尋ねしますが、こういう民芸というのは、これ昔からずっとつながっておる民芸保存会と私は思います。そういうことで、この今の平浜の野狐踊りに対しても私の小さいときからあるわけですから、一つの民芸保存会として、陳情をしたら加入ができるのかどうか。できるとすれば、なるべく加入をさせていただきたい。そういう協議をまずしていただきたい。そして、その後に、この平浜部落というところに、陳情をすれば、その保存会の中の一員として加わっていただけるかどうか。その辺の今後の考えとしてどうでしょうか。

○助役（木下慶猛君）

お答えいたします。

ただいま公民館長答弁しましたけれども、このまず二通りあるわけですね。先ほど言ったのは野狐踊りですか、そういう民芸を伝承された場合は人数によって補助金を文化財保護の方から出すということ。ここで掲げたのは、いろいろな道具とか何か、衣装とか、今言ったように、そういうものでございます。ですから、まず浮立についてはやりますよと、川原狂言についてやりますよと、その他町長が認めるものですから、先ほど木下議員もおっしゃったですけれども、田崎議員もおっしゃったとおり、その野狐踊りとか修正会というのは事前に申請をしてください。そして、町長がそういう事業だと認めた場合は補助しますよとなっておりますので、事後と言いましたけれども、もろもろ最初に申請をしてください、そういうことで規則はなっておりますので。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第76号 平成18年度太良町一般会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第17 議案第77号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第77号 平成18年度太良町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（浜崎敏彦君）

8ページの一般管理費、負担金のところの173千円。ここの説明を、どういう意味かお願いいたします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

負担金補助及び交付金の173千円の件ですが、これは当初に第三者求償事務の、交通事故の連合会負担金なんですけれども、1,500千円の4%の1.05というようなことで、当初63千円組んでおりましたが、18年度が当初予算を大きく上回しまして、18年の8月から19年1月まで、これが4,100千円ほど財源が不足するというふうなことで、その4%の1.05というようなことで、172,200円ですけれども、173千円の補正予算をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第77号 平成18年度太良町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第78号

○議長（坂口久信君）

日程第18. 議案第78号 平成18年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

国保の10ページ。10ページの共同事業交付金の中で、保険財政共同安定化事業交付金、これが123,335千円、この積算内容がどのようになっているのかお伺いいたします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

123,335千円ですけれども、これは県内の市町村間の保険料の平準化ということで、財政の安定を図る意味で、レセプト1件当たりの300千円から800千円の医療費を対象とした財政の健全化を図ると。従来は平成17年度については、700千円以上の医療費についての共同事業安定化事業というような形で上がったわけですけれども、来月の10月からですけれども、これは先ほど申しました300千円以上800千円の従来なかった分を今度見ていくと、その計算方法ですが、平成18年度の拠出金の見込み額ですか、概算ですけれども、これが5,120,386千円と、これの2分の1に、予算としては123,335千円上がっておりますが、その財源の根拠については、18年度の拠出金の額が、これ佐賀県全体から出すわけですけれども、5,120,386千円の2分の1と、それと、平成14年から16年度までの県の拠出金の額が、これが25,926,822,734円分の、太良町の分が平成14年から16年の拠出対象額というのが585,641,889円と、それが57,830,310円と、それに平成16年度の一般被保険者の県の合計額が233万8,574人と、太良町が平成16年度分が5万9,834人というようなことで、その割合が65,504,275円というようなことで、トータルで123,334,585円というようなことで、ここに計上しております123,335千円の計上をいたしております。

以上です。

○5番（久保繁幸君）

12ページの国保連合会公共ネットワーク整備事業、この事業はどのような事業か、お尋ねいたします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

この国保連合会公共ネットワーク整備事業については、従来は国保連合会の電話回線による電話料というような形で出しておったわけですけれども、これを県と地域、例えば太良町とか鹿島とか、県のネットワークにのせてその回線を結ぶというようなことで、その回線工

事費の389千円というようなことで、これは平成17年度の国保連合会の決算で余剰金が出て、40,000千円ほどこれを使って、各市町の県の公共ネットワークを使ったそういう一連の県、それから国保連合会、それから全国のそういう地域ネットワークのネットワークづくりというようなことで、回線を結ぶというようなことで、ここに計上してあるわけでございます。

以上です。

○16番（中溝忠喜君）

さっきのこの国保の10ページね、新たに創設された制度として123,335千円計上されておりますが、これはそうしたら、今の説明では14年、15年、16年というふうにやっぱり共同関係の事業さかのぼってやっておられるわけですが、この場合、私これは一つの新制度として国保財政の立て直しのために補てんされた、新しくつくられた制度じゃなかろうかというふうにして期待をしとるわけですが、しかし、今の積算の内容を聞いておりますと、14年、15年、16年というような前年度にまたがってこの積算の基礎になっているということであれば、来年あたりはもう浅浦甚八と同じこと、1年きりというような、そういうような結果になりやせんのですか。その辺の見通しはどうなっておりますか。これが1億円台に乗るごと、来年もこういうような積算の内容になるのかどうなのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

この保険財政共同安定化事業交付金につきましては、10月からの施行でございまして、18年度については半年分の計上をしとるわけですけれども、この計上につきましては、あくまで概算でございまして、先ほども申しましたが、従来は共同事業安定化事業というような形で、17年度については700千円以上を対象としたそういう安定化事業をやったわけですけれども、今回はそれが300千円から800千円の、結局今までその医療費の対象外の分を今回それを計上したと、それは、先ほども申しました県内のそういった保険財政基盤というのがそれぞれ市町村違いますから、そこをこの財政安定基盤、ちょっと長ったらしいわけですけれども、それで安定化、平準化を図っていくと、そういう内容でございます。（発言する者あり）

19年度につきましては、国保連合会がこれ試算しておりますので、その連合会の試算を待っていきたく、かように考えております。

○議長（坂口久信君）

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第78号 平成18年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第79号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 議案第79号 平成18年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（竹下武幸君）

7ページの山林運営委員会の委員報酬というようなことで20千円補正してありますけど、予算とすれば倍になつるとというようなことで、山林運営委員会を急にふやさんばというのか、そういう理由は何なのか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

山林運営委員会委員報酬、20千円補正計上いたしております。これは人数の増なのかというような御質問だったと思います。これにつきましては、人数増ではございませんで、回数を1回、当初4千円の委員が5人でございます。4千円掛け5人イコール20千円ということで、1回委員会の開催、報酬を計上いたしておりました、当初予算で。

それで、今回もう一回追加しましたその内容でございますけれども、さきに全協で町有林の視察等を実施いたしました折に、今後の町有林の運営の仕方について、どのように考えるかというような御質問があつておつたと思います。それにつきまして、山林運営委員会で十分な協議をしながら、あるいは実績を報告しながら、今後の町有林の40年以上の林齢が、もう既に数字で申しますと、現在直営林で551ヘクタールございます、町有林が。それで、41年生以上が242.29ヘクタール、もう44%ほどになっております。また、31年から40年生につきましても、551.12ヘクタールのうち、184.19ヘクタールになっておりますので、このパーセントは33%でございます。

このように、町有林につきまして今までずっと太良町の町有林を造林してきまして、現在このような林齢が、もう全体的に70%ほどになってきております。このうち、もう伐期が、

主伐してよろしいというような林齢がもう44%もあると。このまま主伐をしないでいきますと、もう造林もできないというようなことで、今後主伐についても検討を十分していかなければいけないというようなことが重要な問題となってきますので、幸い山林運営委員会がございますので、そこでその点につきまして御協議願いたいと思ひ、その委員報酬を計上したところがございます。

○15番（田崎 誓君）

この7ページの山林運営委員会の報酬、これは当初予算に、これ予算書ですが、20千円上がとるわけですよ。20千円上がとるんです、当初予算に。それで、ここでまた補正を20千円としとるからお尋ねしようと思ひます。

そこで、私お尋ねするが、この運営委員会というのは、今までやった経緯ありますか、ないですか。まず、これから。

○農林水産課長（高田由夫君）

本年度につきましては、1回開催いたしております。

○15番（田崎 誓君）

それじゃあ、今まで開催を、当初予算に上がとるからそれはしたでしょう。それで、18年度についてもまだしとらんでしょう、しとらんと思ひますが、していますか。（発言する者あり）1回、18年度にしたんですか。そんなら、18年度で1回したから、これで当初予算を上げとるといふことでしょう。そしたら、今からその1年に1回しか山林の委員会はしないわけですか。その辺をお尋ねします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

18年度で山林運営委員会を現在もう開催した実績がございます。9月に今現在20千円計上をいたしましたこの山林運営委員会については、11月か12月に来年度の予算編成に向けた今先ほど申しました今後の町有林の主伐のあり方、それから、18年度実績、今の進捗状況、そこを御報告いたしまして、19年度に向けた（発言する者あり）審議したいと思ひます。

○9番（竹下武幸君）

丁寧な答弁をいただいたわけですけど、今結局町有林もその長期伐期という一概的に話になりよとですけど、それについてはやっぱり論議をしてもらわんばいかんと。

以前、結局医師住宅とか何とかのときに主伐をしたわけですよ。それで、そのときもいろいろ意見出たように、結局運営委員会があつていないと、委員が知らんというような状態の中で、ああいうことが起きておりますので、ぜひ、今度の場合は来年の予算に向けてした場合には、山林のやっぱり売った場合は収入にきれいになるような協議をしてもらって、ひとつ歩いていただきたいと、これはもう議会で希望、要望ではいかんとですけど、そのように反省の上に立って、ぜひしてもらいたいと、そのように思ひます。

○農林水産課長（高田由夫君）

ただいま議員おっしゃったとおり、今後の運営につきましては、十分な協議をいたして、御理解を得たいと思っております。

○16番（中溝忠喜君）

ただいま課長の方から、この山林の状況について説明がございました。その中で主伐山林が既に40%を超えておるんだと、そういうようなことについて、山林運営委員会を開いて、どういうふうにそういった山の問題を処理していくのか協議をしていこうという考え方だということなんですが、それはもう当然大事なことだと思います。

しかし、聞くところによれば、木材単価は今最低の底値の相場にあるというような状況で、やっぱり主伐をしてみても、そろばんに合うのかどうなのか。40年も50年もかけて長年苦勞をして、あの先人の人たちが育ててきているわけですよ。そういったやっぱり計算の上に立っても私は望むべきではなからうかというふうに思うものですから、それで、主伐本意にもし行くとすれば、やっぱり今まで杉崎町長が在職のときは、基金も底をついてしまったわけですよ。それで、こいではにっちもさっちもいかんということで、一挙に4億円の財源を投じて、そして、維持管理運営をしてきているわけですよ。

そういうような長年の経験をずっと積み重ねて今日の山が、先人の皆さんの努力によってきているわけですから、私はその辺な財政という、そういう経営的な立場にも立って検討すべきではなからうかというふうに思うものですから、やっぱり民間の人たちが切らんばいかんということであれば、何と言ってもそろばんが主体にやっこられるわけ。しかし、町は個人の山林と違って、治山治水の立場というようなものもやっぱり両面の立場で経営をしていかなければならないという町自体の使命もあることは事実でございますので、その辺も念頭に置いて山林運営を続けていくということは大事なことかと思いますが、私はどっちかといえば、山林価格の展望を見ると、世界的に非常にこれは木材関係は行き詰まってきはせんかと思うわけですよ。

それで、お隣の中国あたりは、もう1本も切るわけにはいかんという、そういう地球環境の中で、国自体の環境の中で、厳しい状況の中に閉ざされとるわけですから、私は10年すれば太良の山林が宝の山として、やっぱり脚光を浴びる日が遠からず来るんじゃないかというような、そういうような予測もするものですから、そういったやっぱり将来展望も考えながら十分検討をして臨む必要がありはしないかというふうに考えるものですから、その辺は十分運営委員会とも協議をしながら、視点をあらゆる立場に立って臨むべきだと思うわけですが、その点についてどう課長として考えられるのか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

ただいまの御意見につきましては、材価が現在ヒノキにつきましても、杉につきましても

底値と言われたとおり、高い状態ではございません。ただ、長伐期、利用間伐だけしていくということになりますと、これにつきましては付加価値を高めて主伐を大きな面積するというようなことではなくして、山林運営委員会で面積的なこと、それから、そういうようなこと全般を考えまして、十分議員おっしゃるとおり、今後の町有林の主伐についても材価、安い時期でありますので、その付加価値を高めるために、どのようにブランド化していくかというようなことまで、その山林運営委員会の中で意見を伺っていきたいと思っております。

あと具体的には町長の方からまたお願いしたいと思えます。

○町長（百武 豊君）

中溝議員の将来の山林に向けてのお話、もっともな話だと思います。だから、中国が30年はもう絶対木を切ったらいけないというのは、まず揚子江のはんらんと、それから、木炭をつくったためにもう大変だということで、そういう政策が中国でとられとるのは事実です。世界的に、グローバル的に見ると、もうむってむやみに間伐を、材木切り倒して砂漠がふえているということが各国非常に心配しておられるので、日本の木材については期待されるものが遠からずやってくるに違いないということは同じ考えです。

ただ、太良町有林を、先人が育てた山をすべて今切るということは、底値のときにやっぱりこれは大変だと思いますから、40年以上も利用間伐については助成対象にありますから、そういったものについては利用間伐をやって、そして、残りはいわゆる長伐期の山にするとか、あるいは複層林をつくって、よりよい山をつくっていくとか、そのようなことにしていかなければならないと。ただし、いかにしても面積が大きいので、ある程度はそういった利用間伐をやりながら育てていくという方法もあります。

だから、一番心配しているのは、安いので売ってどうするかと、高く売ればまた高く売って基金にも投入できますけれども、安いのを無理やり売るのはいいのかと、しかし、一方考えると、戦後家がどんどん建って行って、もう建てかえの時期に来ている家はかなりあるし、できれば、前も話しましたけれども、太良町の材木はいいと、熊本の市場を見に行ったところが、うちの材木が非常によかったと。それを見ると、この木は1本幾らですかと、28千円ですと。私が仮にこれを買って建てるとすれば幾らになりますかと言ったら、35千円は下りませんよと言われたから、そのとき森林組合に言ったのは、ここまで運んできて、手数料をやってやるよりも、あんたたちが家を建てたいという人ば請けなわんかと、森林組合で。そして、遊んでいる大工、遊んでいる左官を使って365日、少しは18千円の賃金は15千円ばかりにしてくれませんかという、さらに安い家ができるじゃないかと、そういうことを考えないかということとは四、五年前から森林組合に言っておりますけど、日の目を見ないでありますけど、今回太良の山林についてどうするか意見を聞きたいと言って、農林水産課長の意見も聞きたいと言って会合を、そういった山の関係者がやるような機会があるようですから、これはぜひ行ってどんな話が出るのか、これは興味津々たるものがあると思っているよ

うでございますので、皆さんが考えられるとおり、今話があったように、山をむげにしてはいけないと、せっかくの先人が育てた山ですから、やっぱり山があってこそ海がある、山があってこそ水があると、それを複層林にすることは、なおこれに付加価値があると思いますから、そういった方向性で運営委員会にもお諮りをしながら、最善の方法をとっていくべきだと、こう考えております。

○3番（浜崎敏彦君）

7ページの総務費の12の役務費711千円の件なのですが、町長説明の中では森林国営保険追加加入ということで説明があったと思います。当初予算の中で270千円計上されていたと思うんですが、今回711千円、余りにも追加の金額が大きいような気がするんですが、その内容と、それと、保険の内容までわかれば説明していただきたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

当初予算270千円のその他保険料でございますけれども、森林保険料でございます。その面積につきましては5.49ヘクタール、更新にかかる分でございます。全体は390ヘクタール保険をかけておりますけれども、更新にかかる分が270千円当初予算で計上しております。

今回補正で計上いたしました711千円につきましては、広域公益保全林整備事業という補助事業で17年度実施した分につき45.37ヘクタール分の国営保険料を今回計上いたしました。今回9月の計上となった理由でございますけれども、県の方から今申しました補助事業については、国営森林保険に加入する義務があるというような指導がございまして、今回の補正になっております。

それから、保険の内容でございますけれども、契約が5カ年間ということになっております。詳しくはこれだけちょっと調べてきております。

以上です。（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第79号 平成18年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第80号

○議長（坂口久信君）

日程第20. 議案第80号 平成18年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

病院の5ページ、どうも私わかりにくいところあるわけですけど、5ページの大体医師手当等、これはわかるんですよ。けど、この医療技術員手当等の752千円、これは医療技術員というのは何を、どういう人を指すのか。これが1点。

それから、事務員手当等、これが時間外勤務手当と、こういうふうになっているんですが、事務員が時間外の勤務をするのかどうか。その辺の中身がわからんわけです。その辺の御説明をいただきたいと、このように思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、医療技術員というのは、まず薬剤師ですね。それから理学療法士、それから放射線技師、それから臨床検査技師、それから管理栄養士、これぐらいが医療技術員ということですよ。

それで、事務員がなぜ時間外勤務手当をとということなんですが、事務の方が一番超過時間外勤務手当はやっているんですよ。これは、どうしてかということ、一言で言うと業務量がものすごく多いということに尽きるんですけども、先生とか看護師とか、ほかの技術員よりも事務員の方が多いということでございます。

○15番（田崎 誓君）

それで、この今までに、平成17年度そういうようなのもずっと事務員の時間外手当というのは予算というものを計上していたわけですか。今変わっと。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

それぞれどの分、例えば医師とか看護師とか技術員、事務員、全部計上をこれまでもしております。

○11番（岩島 好君）

まず、今の問題等も含めて今度の太良病院の補正というのは、さっき出ておる時間外勤務手当と機械器具、3,160千円ですか3,150千円ですか、この二通りだと思うんですよ。それで、何か説明によれば、その移動のときの時間外手当等が多かったとかいう話ですが、そうじゃないんですか。この時間外手当を、私ちょっとチェックして見ると、今回だけでも給料の約10%程度時間外手当になつとるんですね。だから、当初予算で何%組んで、今度補正入れ

たら何%になりますか。各その医師、それから事務なんてあります、看護師とか、それを全部教えてください。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

それぞれはちょっと時間がかかりますので、全体的に申しますと、当初予算では4.6%を組んだわけですがけれども、補正後は7.2%です。今度補正でそのパーセンテージまで上げたということでございます。

○11番（岩島 好君）

そしたら、約3%、4%程度、これは結局新病院の移動でふえたということですか。そのときに、やっぱりこれは休みもされんけん、1日やったかな病院を休んだのは、それでやっぱり移動ばしていかなばけん当然要るてっちゃわかるわけですよ。それで、その移動の分が幾らなのか。その超勤手当はもう移動は済んだわけですから、そのときの超勤手当がこの額の中で幾らにするのか。そうすると、単純に言いますと、3.何%か今回のと要つとるわけですね。4.6%でよかったのが7.2%になるわけですから、でしょう。その辺を説明してください。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

その移動のときの超勤手当という、その移動という意味なんですけど、移動後なんですけれども、移動のときは全然もちろん出していないんですよ、移動に関する件では。移動後に例えば機器の調整とか、それから、その支出のための事務とか。もうそれこそ、かなり多くのその事務の調整、機器の調整、そういうのが出たために4月、5月、6月ぐらいまでが結構超勤が多かったと。それはどういうことかという、病院を正常に動かすために、例えば、CTも入れましたし、そういう機器の調整の云々、その後の処理ですね。新たに出てきた事業とかいろいろあったもんですから、そのために超勤がふえた、その移動に要したのは全然出していないんですよ、それはもう当たり前の話なんですね。もう出さないということで、皆さん共通認識をお願いをして、その後のことなんですよ。

それで、ちょっと全体的に言うのはなかなか難しいですけども、総計で申しますと、去年の実績が、まず4月が全部で362,862円でよかったものが、18年度の4月には852,434円かかっていると。それから、5月におきましては、昨年の17年度は518,617円でよかったのが1,051,345円かかっていると。それから、17年度の6月が314,123円でよかったのが、18年度は1,538,697円かかっていると。こういうふうにならぬものから、先行き必ず出てくる超勤なので、今後を見通して今回の補正額をお願いしますということで、提出をしているわけでございます。

○11番（岩島 好君）

そしたら、今月別に言われたんですけれども、今から先も、9月以降もやっぱり超勤がふえるわけですか。もう機械の点検とか何とかと言われて4、5、6、7、8月、9月まで、例えば、4カ月も5カ月もたてば、相当の超勤がずっと後々も延んできますよという話にはならんじゃないかと思うんですが、その辺はどのような組み方をしてあるか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

私が考えているその補正の要因の主なものはそれなんですけれども、もう一つ、労働基準監督署から、例えば、当直をしている医師、看護師、その方々が例えば、夜中に患者がやってきて、それで診療する、それから、その補助を看護師がやる。その分についても超勤を出しなさいという指導をされたんですね。それが7月、これは7月か8月から始めたんですけれども、そういう指導を受けて、その分がまたふえたということで、その分も一応入れて向こう3月まで、これぐらいかかりますからということで、今回補正をお願いしているところ です。

○11番（岩島 好君）

今の話を聞いて、ごもつともだと思いますよ。この間のちょっと全協でも話が出ましたように、例えば、マムシで食われてきたら、もううちではどがんもしわえんけんって言われたと。そうじゃなくて、院長なりいっぱいおるわけですから、これ当直じゃなくても出てきてくださいというて、やっぱり手当は出すべきですよ。やっぱり出さじ、ただで来いと言うたってだいても来んわけですから。だから、そういうふうなとも含めて、やっぱり太良町立病院の人気を上げていくためには、超勤も必要でしょうと、こういうことでわかりました。

○3番（浜崎敏彦君）

ちょっとわからんから聞くとですが、病院の職員組合ってあつとですかね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

病院には職員組合はございません。

○3番（浜崎敏彦君）

そしたら、先ほど答弁の中で、労働基準監督署からの指導を受けたという説明をされたんですが、その普通の民間の場合、経営者側と従業員側で約定といいますか。それを結んどけば、何十時間までは出さなくていい——出さなくていいといたらちょっとおかしいんですけど、従業員が納得しとるといような方法でやっとなる企業がかなりあると思うんですよ。

そしたら、病院の場合は、そういう対応の仕方というのはないということですかね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まさしくその点を今度労働基準監督署からつかれましたが、病院側の組合がうちにないも

のですから、その管理職以外の代表者を決めてもらって、その人がその職員の代表者となって、町とそういう協定を結んでくださいという指導を受けております。

○3番（浜崎敏彦君）

それはぜひやってください。

それで、厳しいこと言いますが、できる限りこの超勤が出ないような方法で、先ほど岩島議員が言っておられたみたいに、医師の方の深夜とかという場合は、そりゃあごもつともな話なんですけど、この事務関係で新病院になったから時間外手当がふえるということは、まず私の考えからいったらないと思うわけですね。通常なら、例えば、事務の変わり目で、新病院になったがために、せめて3カ月ぐらいは残業がふえるだろうと、しかしながら、その業務に関して、なれてきた場合には、当然ながらもとの状態に戻るんじゃないかと、そのために、職員も臨時なり、正社員なり、職員なり採用していると思うものですから、その辺重々よろしく願いいたします。

○議長（坂口久信君）

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第80号 平成18年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第81号

○議長（坂口久信君）

日程第21. 議案第81号 平成18年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（恵崎良司君）

7ページに3,800千円、水道施設改良事業ということで載っておりますけれども、この内容説明と、もう1点は、ちょっと私の勘違いかわかりませんが、簡易水道の第2号

ということですがけれども、これは1号は何月かあったとですかね。ちょっと勘違いかわから
んですがけれども、そこを説明願います。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

補正額の3,800千円についてですがけれども、喰場地区簡易水道施設の中にある配水管の埋
設の取りかえです。現在、民地の方にうちの配水管を入れておりますけれども、その所有者
の方がミカン畑を造成するということで、うちの配水管が邪魔になるということで、動か
してくれという要望がありまして、その区間を配水管改良工事するということで3,800千円上
げております。

済みません、1号に関してはちょっと今資料を持ち合わせませんので、後で調べたいと思
います。（発言する者あり）

○7番（恵崎良司君）

そしたら、その改良事業ですがけれども、何か民有地からそこをちょっとどいてくれとい
うようなことだと思いますけれども、そのメーター数とか、今まではそしたら、その民有地
に何か借料というようなことも発生しとったわけですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

従来の形であれば、そのままだでもよかったものですがけれども、本人の希望でミカン畑を段
差がつくということで、工事内容を詳しく聞いておりませんが、うちの水道管が邪魔
になるので撤去してくれということやったです。

延長につきましては、町道端月線に布設がえしますので、延長377メートルほどを計画し
ております。

民地との借料ですか。その当初計画するときにあって、借用書などはとっていないと思
います。借料も払っておりません。

先ほどの1号、2号ですがけれども、6月の方に第1号の方を補正予算提出しております。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第81号 平成18年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第82号

○議長（坂口久信君）

日程第22. 議案第82号 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○14番（木下繁義君）

資料の7ページをお願いします。

この一般管理費で公課費ということで、消費税及び地方消費税380千円。この内容説明をお願いします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

一般会計繰入金の特定収入の割合が増額となりまして、控除対象仕入れ税額が減額となって、今回消費税と地方消費税納付額の増額により補正をお願いしています。

○14番（木下繁義君）

ちょっとこの下水道に関連でひとつお尋ねしますが、さきの3月の質問で、あなたじゃなくて、退職された課長の答弁でございますが、下水道整備事業構想等について質問をしたところであるわけですが、そのときの答弁で、整備構想の見直し作業中であると、もう3月で。見直し作業が終わり次第に検討委員会を開催し、再度構想の見直しを図っていくというような答弁をいただいているわけですが、その後の状況等について説明をいただければと思いますが、お願いします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

平成16年3月に基本構想ということで、下水道構想についての見直しをされておりましたけれども、その分についてまた今年度再度見直すということで、ただいま資料等をつくりまして、県の方に提出報告をしなきゃいけませんので、そっちの方の手続きをとっておりますので、そっちの方の許可が出次第に構想検討委員会を開催したいと思っております。

○14番（木下繁義君）

それはそれで12月ごろになるかわかりませんが、それとね課長、前回までは接続のあつせんに課長同伴で接続していない家庭に訪問をしてお願いをしようとしたわけでもんね。それ

で、本年度はやっとらんわけですよ。なぜかという、清掃等もいろいろ工事関係があつて、日にちが余り定まらないような状況であつたわけですから、それで、資料等もつくっていただいて、大体2班に分かれてあつせんをして回つたわけでもん。それで、おたくの方で係長、課長同伴で2校区に2班に分かれてあつせんをしていきたいというふうに私は思っておりますが、課長としてのお考えはどうでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

未接続があと20数軒残っておりますので、その分については議員おっしゃるとおり、前回からも接続の勧誘の方には回っておりますので、今回も引き続き続けたいと思います。

○15番（田崎 誓君）

この漁業集落の特別会計費の補正がなされた以上は、これはまず継続してあるということをおたちらはみなすわけです。

そこで、お尋ねしますが、漁業集落特別委員会というのがあるはずですよ、これが補正をする以上は。それをまだ私、元委員しとつたわけですが、もうここ何年という長い間、1回もその委員会というものはないわけなんです。そこで、今後この委員会というものをまたやるという気持ちあるんですか、ないですか。これをはっきり議会を通じて指摘しときたいと、こういうふうに思います。これどうでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

多分推進協議会ということだと思いますけれども、その条項の中に任期として2年間としてありますので、2年をたったらその時点で終わると考えられます。

○15番（田崎 誓君）

それじゃあ、もう解散したということですか。そういうことですか、もう任期が2年だから解散しとるということでしょうか。それじゃあもう今からないということでしょうか、それははっきりしとつて。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

推進協議会ですので、先ほど木下議員からも質問ありましたように、そっちの推進協議会の方が進まない場合はまた推進協議会を立ち上げて、新たにまた推進をお願いするような形になると思います。

○14番（木下繁義君）

さきの決算委員会で水質の調査を依頼しとつたわけですよ、水質。例えば、竹崎の漁業集落排水をした港内の水質調査、それと、例えば大浦地区に道越の港内とか、亀ノ浦の港内とか、大浦地区に3カ所ぐらい。それから、多良地区に3カ所ぐらいの水質調査をぜひお願い

したいと、これはもう地元で集落排水をしてどのような効果があるのか、ないのかということです。しかし、やっぱりそのはっきりしたデータがないために、我々は答弁ができません。そういったことで、ぜひ今後取り組んでもらいたいと思いますが、まだいまだに水質調査はしていただいていないと思いますが、どうでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

海水の水質検査などと思いますけれども、私の方もその方は引き継いでおりませんので、19年度から当然予算も必要だと思いますので、上司の方と検討してから決定したいと思います。

○14番（木下繁義君）

やっぱりその辺が、私は前も三役をお願いしたわけですが、去る人はいろいろ議会とも約束事等もあろうかと思っておりますので、ぜひここだけは後に引き継いでもらいたいといった点は申し継ぎをしていただかんと、もうただ言いたいだけ言うて、その人が卒業されれば、私は知らんじゃったというような今までの傾向が多々ありますので、そういったところを助役、極力ひとつお願いしますよ。

以上です。

○7番（恵崎良司君）

全体的な点で1点だけ質問をしますけれども、数字で言うたら5ページですね、歳出51,154千円と18年度、今現在なったわけですがけれども、これはちょっと過年度からずっと調べてみたら、詳しくは決算委員会で言いたいと思いますけれども、もう事業量がずっと予算規模が毎年大きくなりようわけですね。今行革なんかで一般会計なんかはとにかく節減ということで、そういうことで当然やっていかにやいかん中で、一番大きくなるのはどのくらいまでを予定されているのか。もうずっとそれに伴って、繰入金も今、ことしが39,000千円ぐらいですか。全体予算の八十二、三％は一般会計からの繰入金で運営しとるわけですね。使用料はほとんど八十三、四万円ということで、もう接続率も85.7%ですから、もうあと伸びる余地はそうはない中で、結局歳出がどんどんふえていく中で、繰入金もずっと上がってきとるわけですがけれども、どこまでぐらいを、これやっぱりある程度限度も考えとかんと、これだけ要るから繰入金もずっとそれに増して、どんどんでふやしていいものかどうか。その辺をどういうふうな想定をされておられるのか。どのくらいで最大事業費が、もうこれ以上はちょっと抑えにやいかんというのがあるのか、ないのか。もう自然にこれだけかかったからこれだけの繰り入れということで果たしていいものかどうか、その辺をちょっと答弁願います。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

歳出も51,000千円ということで上がっておりますけれども、一番の金額がかかっているのがたがいま公債費でありまして、公債費の一番のピークが18、19、20年と、その辺ぐらいで

一番ピークに達しますので、そのピークを過ぎたら後は維持管理だけに設定できると思いますので、あと3年ぐらいはその公債費の支出にまだかかると思います。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第82号 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

追加議案がございますので、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時3分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第23 意見書第1号

○議長（坂口久信君）

日程第23. 意見書第1号 難病対策の確立を求める意見書の提出についてを議題といたし

ます。

お諮りします。意見書第1号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第1号 難病対策の確立を求める意見書の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

日程第24 意見書第2号

○議長（坂口久信君）

日程第24. 意見書第2号 新しい地方分権改革の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第2号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第2号 新しい地方分権改革の推進を求める意見書の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

日程第25 意見書第3号

○議長（坂口久信君）

日程第25. 意見書第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第3号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。各常任委員会の調査、研修をより一層促進するため、総務常任委員会には庶務、財務、税務、厚生、文教に関する事項、建設常任委員会には土木、建設、水道に関する事項、経済常任委員会には農林水産、観光に関する事項について、おのおのの常任委員会は調査、研修を行い、町民の負託にこたえられるよう付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、各常任委員会にそれぞれ調査、研修を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任さ

れたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもちまして、平成18年第4回太良町議会定例会第3回を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時19分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 岩 島 好

署名議員 山 口 光 章

署名議員 下 平 力 人